

令和7年度 第3回江南市国民健康保険運営協議会 会議録

● 日 時 令和8年1月23日（金） 午後2時～午後3時15分

● 場 所 江南市役所 本庁舎3階 第3委員会室

● 出席者 出席委員12名

被保険者代表	原 朋子	青山 周弘	浅田 真弓	畑田 満
療養取扱機関代表	小島 伸恭	柴田 裕史	富田 清孝	澤木 葉兒
公益代表	今井 敦六	大竹 誠	倉知 江理子	
被用者保険等保険者代表	土田 大祐			

欠席委員 1名

公益代表 長谷川 真子

傍聴者数 0名

● 議 事 1 議事録署名者の選出

2 諮問

- ・江南市国民健康保険税率の改定について
- ・江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について

3 報告事項

- ・低所得者世帯に対する軽減措置の拡大について

4 その他

■議事

事務局	<p>【開会】</p> <p>皆様、お揃いのおようですので、江南市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきますと思いますが、会の開催に先立ちまして、委員の委嘱について課長より説明をさせていただきますと思います。</p> <p>1点ご報告がございまして、被保険者代表の委員としてお願いしておりました野呂美鈴さんから、一身上の都合によりまして令和8年の1月1日をもって委員を辞職したい旨の申し出がございました。そうしたことでこの度、野呂委員の辞職に伴う委員の後任として、畑田 満 様に委員の就任をお願いしましたところ、ご承諾をいただきましたことから、野呂委員の残任期間となる、令和8年1月1日から令和10年6月30日を任期として、畑田 様に委員を委嘱させていただくこととなりましたので、よろしくお願ひします。</p> <p>大変恐縮ですが、畑田委員さんに自己紹介をお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>【委員 自己紹介】</p> <p>畑田委員、ありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、市長の澤田よりご挨拶申し上げます。</p> <p>【市長 挨拶】</p> <p>【開催要件 報告】</p>
事務局	<p>それでは、大竹会長さんよりご挨拶をいただきます。</p> <p>【会長 挨拶】</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからは、会長に議事の取り回しをお願いいたします。</p> <p>【次第1 議事録署名者の選出】</p>

<p>会長</p>	<p>【次第2 諮問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 江南市国民健康保険税率の改定について ・ 江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について <p>続きまして、次第2の諮問を議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ここで、市から運営協議会に対して諮問をさせていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>(諮問事項 読み上げ)</p>
<p>事務局</p>	<p>市長は他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。よろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、諮問をいただきました項目のうち、「江南市国民健康保険税率の改定について」を、事務局より説明いただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料に基づき説明)</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま事務局から説明がございました。ご質問、ご意見がございましたら、伺いたいと思います。</p> <p>では、私の方から。資料3にございますが、令和7年度は6年度と同じ税率であって、これは2年に1回、税率改定をしていくという流れで行ってきているもので、令和8年度も2年ぶりの改定なので税率の上昇率は大きなものとなっておりますが、今後は毎年改定を行っていくのであれば、このような上昇にはならないと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>お配りしております資料3をご覧いただきたいと思いますが、ご指摘がありました上がり幅についてですが、下段の方でございます1人当たりの調定額というところで書かせていただいております。事業費納付金を算定する上で参考としております被保険者数に基づいて、どのぐらいの1人当たり調定額になるかというのを、前年度比で示しているものとなります。そうした中で、令和8年度の対前年度比の部分を見ていただきますと112.26%となっております。今回、標準保険料率に合わせた計算にさせていただくということになった初めての年度ではございますが、基本的には毎年ですね、県の状況といったものを加味した上で、税率が決まっていく</p>

	<p>ことになりますので、おそらくそこまで大きな変動は無いかと思えます。また、来年度から法定外繰入金を解消することができるようになりました。それと基金からの繰り入れに関しても、来年度は繰り入れをしなくても事業費納付金を賄える見込みとなっております、来年度以降の上がり幅についてもそこまで大きくはならず、県の上がり幅と同等の水準で迎えることが出来るのではないかと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>1人当たりの調定額のところについて、もう少し詳しく説明していただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今年度、県からお示しをいただきました標準保険料率、あと事業費納付金を算定するにあたって、県が過去3年間に江南市で必要となった国保事業費、あと県や国からの交付金等の金額を算定して平均を出しまして、その平均と予測される被保険者数といったところから算定をしてきて標準保険料率を算定していただいています。その標準保険料率を算定するにあたって、お話をしました必要となるであろうと予測される国保事業費というのを県が算定をしてくれていますので、そこから1人当たりの調定額を出しています。</p>
<p>会長</p>	<p>あと、激変緩和財源のところにある法定外繰入金っていうのは、どこから繰り入れているものですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>県単位化をした際に、これまで江南市で設定してきた税率が低かったことから、県の基準に合わせていくと大幅に上がってしまうということだったので、税率の上がり幅があまりにも大きくならないように、激変緩和をするということで繰り入れをしてきておりました。ただ、その繰り入れについて、国や県は減らしていくようにと指導がありましたことから、税率を上げつつもそちらを毎年削減していき、令和8年度にようやくそれがすべて解消するという形となりました。この法定外繰入金は一般会計から繰り入れているものでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>その他にご意見はございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>令和8年度から新たに始まる子ども・子育て分がありますが、これは今後どのようにっていく感じなのですか。現在示されている金額などはこの何年間かはそのままなのでしょうか。</p>

事務局	<p>子ども・子育て分について、令和8年度から保険税額として負担していただくものなのですが、国保だけに限らず社会保険など全ての公的な医療保険制度で同じように追加されるものとなっています。金額については、令和8年度から3年をかけて一定程度上がっていく予定でございます。本来であれば令和10年度に設定する予定の金額を負担していただきたいところなのですが、それだと激変になってしまうことから、3年をかけて少しずつ額を上げていく形となっております。</p>
委員	<p>常日頃、納税者から見ると、国でも県でも市でも全部同じだと思うのですが、所謂縦割りみたいな感じで予算が決まって、それらの全ての事業の中では、例えば予算が余るところも部署によってはあるのではないかと、そういった予算間の調整ということは行っていないのでしょうか。年末ぐらいから道路工事がすごく行われていて、渋滞なんかはすごく増えているように感じるのですが、もしかしたら無駄な事業を予算があるからやっているのではないかと疑問を抱くこともありますので、そういった調整を行ったうえで税率が増えるというのであれば理解もできるのですが、教えていただける範囲で構わないので、教えていただければと思うのですが。</p>
事務局	<p>余剰に当たる部分というのは、国保の事業の中にもございます。なので、そういった余剰となった分に関しては基金に積み立てをさせていただいております。基金については、何か不測の事態が起こった際に活用するものではございますが、基金の額が大きくなり過ぎると、それは余分な積み立てなのではないかという事にもなりますので、そういう状況になれば、基金の一部を取り崩して保険税が下がるような使い方をすることもあるかと思えます。また、江南市が県に支払う事業費納付金が24億円ほどと資料にあります。この金額は江南市のほかに県内の市町村が県に支払うもので、集まったお金は県内市町村の国保でかかった医療費の支払いに使われますが、県の方でも集めた事業費納付金や他の国保事業費が余る場合もございます。それを決算剰余金というのですが、事業費納付金を算定するにあたっては、剰余額に応じて一定程度活用することとしておりまして、令和8年度の事業費納付金の算定には県の決算剰余額の3分の1を活用したものとなっております。</p> <p>なので、余分な金額は貯めこみ過ぎないようにして、かつ、不測の事態に対応できるだけの金額は保ちながら、使えるものは使っていくというような計算の仕方はされているところでございます。</p>

委員	<p>今後も必ず右肩上がりで上がっていくことになるものだと思うのですが、その上がり幅を抑制できるようにはしていくということなのですね。</p>
委員	<p>資料を見ますと令和4年度から6年度にかけて大きく料率が上がってきているのですが、これは介護保険への拠出金が多いというような要因なのでしょうか。</p>
事務局	<p>令和4年度の税率を算定するときにコロナ禍の影響があり、かかる医療費の見込みについて県の方も読み切れなかった部分があり、若干低めの設定になってしまっていました。実際には医療費が沢山かかりましたので、令和4年度から6年度にかけては大きな上がり幅となってしまったのではないかと思います。江南市は比較的なるべく上げないようというところでやってきたのですが、やはり最終的には法定外繰入金は0にするという目標のもとにやってきましたので、令和4年度にちょっと上げる幅が少なかった分を令和6年度にプラスしているの、上昇幅としては大きくなってしまったのではないかと思います。</p>
委員	<p>前回の会議で説明があったように、これまでは2年に1回変えてきていてということで、その2年の間に例えば先ほどもご説明あったようにコロナ禍が起こったり、今後大きな災害が起こったりするときなんかだと、どうしても医療費の増減が目測を誤ってしまい、次に改定をするときに非常に額が大きくなるということがあって、毎年改定しましょうという話だと思うのですが、そうなるをやっぱりこれくらいの数値は妥当なのかなとは思いますが、近隣の市町村と比べて江南市はどうなのでしょう。特に突出して多いとかそういうことはないのですか。</p>
事務局	<p>資料の4をご覧ください。令和7年度のものになりますが、県内市町村の国民健康保険税（料）率を掲載したものになります。こちらを見ていただきますと、江南市が突出して高いということも、逆に突出して低いということでもないのかなと思っています。ただ、江南市は県内自治体の中で見ますと、どちらかというと所得に対して脆弱性が少しある自治体ということで、どうしてもそういったところで所得の多い自治体と比べますと、少し所得割としては入ってきづらいというのが性質としてはあり、それに基づいた税率をこれまでも設定してきているというのが現状としてあります。</p>

委員	<p>子ども・子育て分にあります18歳以上均等割というものですが、これはどういった人にかかるものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>子ども・子育て分というものは、基本的には18歳未満の方は均等割の部分を軽減し、かからないようにすることになっています。なので、18歳未満の方の均等割の分を18歳以上の方たちで賄うということを目的とし、18歳以上の方に割増しで負担していただく金額となります。</p>
会長	<p>18歳未満の方は実態としてかからず、18歳以上の方には2つの均等割を合わせた1,300円がかかるということよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。そのとおりでございます。</p>
委員	<p>感想とかでもいいのでしょうか。税率が上がるのはもうしょうがないことです。ただ、市民の声の1つだと思って聞いてもらいたいのですが、ただいま、市の方の教室で4教室やらせていただいています、これは介護の予防に関する教室になります。それと個人でも昨年度から立ち上げてやりだしたのですが、その人たちとは「元気になりたい」ということで230名ほどの生徒を抱えているのですが、みんなが言うのが「私たち、僕たちが元気であることが、介護の税率を上げない、あと、お嫁さんとか、子どもたちとか、みんなに迷惑をかけないことが世の中のためになっている」というお話をよくします。介護の状態になってしまったら、働かなくてはいけない人が仕事をセーブしたりとか、子どもを保育園に預けなくてはいけなくなったりとか、末端まで色々なところに影響が出て来るので、そのために皆さん元気に運動をしてやっていきたいと思っている人もいっぱいいることを、ここで伝えたいと思います。</p>
委員	<p>初めてのことなので分からないことばかりなのですが、資料3を見せていただくと被保険者数が当然の事のように減っている状況で、平成30年度と比べると令和8年度は7,000人強ですか、これは随分大きなことだなという感想を持っています。これは今後も減少の一途なのでしょうか。それと、税率の変更というのは2年ごとで固まって考えていくものなのでしょうか。資料では平成30年度と令和元年度、2年度と3年度というように示されていますが、それに倣って令和8年度と9年度は1つというように考えていけば、令和9年度は大きな変化はないという考え方でいいのでしょうか。</p>

事務局	<p>被保険者数に関しましては、もともと全国的に人口減少が進んでいる状態であることと、あとは社会保険のほうが適用を拡大しておりまして、それにより国民健康保険から社会保険に加入される方もみえることから、国民健康保険でいらっしゃる方が徐々に少なくなってきています。また、団塊の世代の方たちが75歳を迎えられて、後期高齢者医療に移行されていくということもありまして、平成30年度に比べて大きく減少しています。ただ、団塊の世代の方の後期高齢者医療への移行も今年あたりで完了する見込みであることから、今後の減少率は少し抑えられたものになると考えています。次に、税率の考え方についてですが、税率が急激に上がり過ぎないように激変緩和ということで法定外繰入を行いつつ、その繰入額を徐々に減らしていきながら2年毎に改定するという形で進めてきました。この減らしてきていた法定外繰入金も令和8年度に解消できる見込みとなりましたことから、今後は毎年、その年に必要な事業費納付金に合わせた税率というものに改定していきたいと考えています。なので、令和8年度は改定を行いますが、令和9年度についても県から示される事業費納付金や標準保険料率を参考に必要な税率を算定し、来年度も同様に皆さんにご協議いただいで決定していきたいと考えております。</p>
会長	<p>これからは毎年、税率改定の諮問があるということですね。</p>
委員	<p>私からは確認ですが、資料2のモデルケースの比較なのですが、ここに列挙されているモデルについては、加入されている世帯の構成として満遍なく列挙されたものなのか、軽減がかかる場合とかからない場合の比較を示したものなのか、これをみるとケース4と6などは、令和7年度と8年度が同じ給与収入でも所得が下がるものがあるが、上がり幅がそんなにないケースのような気がするのですが、こういったメッセージが入った資料であるのかというのをご紹介いただけたらと思います。</p>
事務局	<p>こちらのモデルケースにつきましては、これまでの保険税率の改定の折にもこのようなモデルケースでの比較を出ささせていただいておりまして、いまご指摘いただいたように令和7年度と8年度で所得に関わる考え方が少し変わってくるところもございます。モデルケース1、2に関しましては、標準的な年金所得を見た上でモデルケースとして出ささせていただいておりまして、モデルケース4と6に関しましては、所得の考え方が変わったことにより、他のモデルケースと比べて差が出るというのを皆さんにご覧いただきたいということで出ささせていただいたものとなります。</p>

<p>会長</p>	<p>一旦皆さんにご意見をいただいたところですが、他にご質問等はございますか。</p> <p>それでは、国民健康保険税率の改定につきまして賛否を取らせていただきます。異議のある方はお見えでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、全員やむを得ず異議なしということで答申をさせていただきます。答申の文案等については、私と事務局にご一任いただけますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは一任いただけるということで作成させていただきますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料に基づき説明)</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお伺いします。</p>
<p>委員</p>	<p>今回から、子ども・子育て支援金分という区分が加わってくることは、市民に対してどのように周知をしたいとお考えですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>予定といたしましては、令和8年4月号の広報に税率の改定等のご案内を掲載する予定です。その際に、子ども・子育て分という新たな課税が始まりますということも併せて広報での掲載によりまして、皆様への周知をさせていただきたいと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>他にご質問等はございますか。</p> <p>それでは、課税限度額の改正につきまして、賛否を取らせていただきます。ご異議はございますか。</p>

委員	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは、全員異議なしということでございますので、そのように答申をさせていただきます。文案については私と事務局に一任ということでよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは、答申につきましては作成でき次第、市長に提出し、各委員の皆様にも後日写しを事務局から郵送いたしますので、よろしく申し上げます。
	<p>【次第3 報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者世帯に対する軽減措置の拡大について
会長	では、次第3の報告事項を議題といたします。低所得者世帯に対する軽減措置の拡大について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	事務局から説明がございました。ただいまの説明の内容につきまして、質問やご意見等はございますか。 特には無いようでございますので、報告事項についてはこれで終わらせていただきます。
	<p>【次第4 その他】</p>
会長	最後に、次第4のその他に移らせていただきます。事務局から何かございますか。
事務局	今回は特にご案内する事項はございません。本日の協議会の諮問の結果をもとに、議会の方へあげていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。
	<p>【閉会】</p>
会長	それでは、以上をもちまして、本日の国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

7 江保第 3 0 0 号
令和 8 年 1 月 2 3 日

江南市国民健康保険運営協議会
会 長 大 竹 誠 様

江南市長 澤田 和 延



江南市国民健康保険税率の改定について（諮問）

江南市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき下記の事項について、
貴協議会の意見を求めます。

記

令和 8 年度の江南市国民健康保険税率について

7 江保第 3 0 1 号
令和 8 年 1 月 2 3 日

江南市国民健康保険運営協議会
会 長 大 竹 誠 様

江南市長 澤田 和 延



江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）

江南市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき下記の事項について、
貴協議会の意見を求めます。

記

江南市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて



令和8年1月27日

江南市長 澤田和延様

江南市国民健康保険運営協議会

会長 大竹 誠



江南市国民健康保険税率の改定について（答申）

令和8年1月23日付け7江保第300号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、1月23日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

令和8年度の江南市国民健康保険税率について

平成30年度以降の国民健康保険運営において新たに導入された国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）は、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町村で所得水準及び医療費水準に応じて、分かち合っ

て負担する仕組みとなっている。
愛知県は令和8年度の納付金算定にあたり、平成30年度からの保険給付費の平均伸び率を考慮して、必要な保険給付費の推計が過大とならないように分析を行い、また、決算剰余金を活用して算定したものであるとのことであるが、それでもなお、令和8年度の江南市の1人当たり納付金額は、対前年度比で105.6%となっている。

こうした中、国民健康保険の財政運営の更なる安定化を図るためには、重症化予防・健康管理の取組による医療費適正化等を更に進めていくことが重要と考えるが、一方で、県から解消を求められていた保険税の負担緩和を目的とした法定外繰入れが、令和8年度に計画のとおり完了することを鑑みると、一定程度、保険税率を引き上げることはやむを得ないことと考える。

このことから、令和8年度の国民健康保険税率については、今般、県から示された標準保険税率を基本とした次の税率案を了承する。

【令和8年度国民健康保険税率案】

区 分	医療分	支援分	介護分	子ども・子育て分
所得割率 (%)	8.27	2.86	2.51	0.28
均等割額 (円)	35,300	12,200	12,600	1,200 18歳以上 +100
平等割額 (円)	22,700	7,800	6,200	800

(附帯意見)

保険税の増額により、全体の収納率が下がることのないよう、住民に対して十分な周知啓発に努められたい。



令和8年1月27日

江南市長 澤田和延 様

江南市国民健康保険運営協議会

会長 大竹 誠



江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について（答申）

令和8年1月23日付け7江保第301号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、1月23日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

江南市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

国は、近年の社会保障制度改革で、「負担能力に応じた負担」を掲げており、今般、厚生労働省からは現在109万円の課税限度額を、令和8年度においては医療分を1万円引き上げ、また、令和8年度分の保険税から新たに賦課される子ども・子育て支援金分の課税限度額を3万円とし、合計113万円へ引き上げる方針が示されたところである。

課税限度額の引き上げは、高所得層により多くの負担を求めることになるが、相当の高所得者であっても課税限度額までの負担となっている状況であることから、中間所得層の負担緩和を図ることを狙いとして、このたびの法定課税限度額の引き上げに準じて引き上げることは、適当であると思われる。